

景観法（平成16年法律第110号）第9条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、同法第8条第1項に規定する景観計画を変更する案（以下「景観計画案」という。）に、住民等の意見を反映させるため開催する公聴会について、箕面市景観計画公聴会規則（令和7年箕面市規則第45号）第3条第1項の規定に基づき下記のとおり告示する。

なお、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、同規則第5条第1項に規定する公述申出書により、市長に申し出なければならない。

令和7年8月13日

箕面市長 原 田 亮



記

1 作成しようとする景観計画案に係る区域
川合・山之口地区

2 作成しようとする景観計画案の概要
川合・山之口地区では、令和5年9月に都市景観形成地区を新たに指定する景観計画の変更を行って以降、土地所有者等で組織される土地区画整理組合によって、まちづくりが着々と進められている。本変更は、まちづくりを進める中で生じた事案(令和6年9月の土地区画整理事業計画変更認可、仮換地の指定)により、都市計画の案を作成する必要性が生じたことに伴う景観計画の区域図及びみどりの空間を確保する位置図の変更である。

3 作成しようとする景観計画案の閲覧場所
箕面市役所（別館4階みどりまちづくり部まちづくり政策室、別館1階行政資料コーナー）、豊川・止々呂美支所、総合保健福祉センター、西南生涯学習センター、中央・東・船場図書館、みのお市民活動センター、市ホームページ

4 公聴会の開催日時及び場所
開催日時：令和7年9月10日（水）午後2時00分
場所：箕面市役所本館2階 特別会議室

5 公述申出書の提出期限及び提出先
提出期限：令和7年9月3日（水）午後5時00分まで
提出先：箕面市みどりまちづくり部まちづくり政策室（箕面市役所別館4階49番窓口）

6 公聴会の傍聴に関し必要な事項

- (1) 定員 15名（先着順）
- (2) 傍聴手続き
公聴会の傍聴を希望する者は、当該公聴会の会場の受付において、傍聴者名簿に氏名、住所を明記し、係員の指示を受け公聴会の開催場所に入場することができる。なお、先着順に受け付けるため、定員になり次第、申込の受付を終了する。
- (3) 傍聴することができない者
次に該当する者は、傍聴することができない。
ア 刃物、棒、その他人に危害を加え、また迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
イ ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者
ウ 鉢巻、ゼッケン、ヘルメットの類を着用または携帯している者
エ 拡声器、無線機、録音機、写真機の類を携帯している者（撮影または録音することをあらかじめ公聴会の議長（以下「議長」という。）から許可された者を除く）
オ 酒気を帯びていると認められる者
カ その他進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (4) 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、公聴会において発言することができない。静粛に傍聴することを旨とし、議長の指示に従わなければならない。
- (5) 傍聴人の入場の制限及び退場
議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者は、退場させる等の適切な措置を講ずることができる。

7 公聴会の開催に関し必要な事項
公聴会では、本市に住所を有する者、景観計画案について利害関係を有する者が意見を述べることができる。なお、市長は、意見の趣旨を同じくする者が多数あるときその他公聴会の円滑な運営を阻害するおそれがあると認めるときはあらかじめ意見を述べる者を選定することができる。

8 問い合わせ先
箕面市みどりまちづくり部まちづくり政策室
電話番号 072-723-2121（内線3446）

以上